



「家庭教育を実践する日」

# News Letter

令和6年7月号

●ご家庭で簡単に実践できる取組を毎月紹介しています。

## 安全にネットを使う 力を子どもたちに

### 親子で話していますか？ ネットの使い方

私たちの生活になくてはならないインターネット。いつでも、どこでも、だれにでも簡単に情報を得たり、発信したりできる便利さがあります。それはコミュニケーションのための便利な道具であると同時に、使い方を誤ると人を傷つけたり、犯罪につながったりする恐ろしい道具にもなります。

ネット社会を生きる子どもたちです。「ダメ」という使わせない対応ではなく、インターネットを賢く使う子どもになることを願って、ネットのよさと危険性を親子で一緒に考える機会をもってみませんか？

### 親子のコミュニケーションのきっかけづくりにご活用ください！

子どもたちがネットをどのように使い、どんなことに気を付けるとよいのか、親子で考えるきっかけづくりとして、下記のサイトを活用してみましょう。

#### ○インターネットトラブル疑似体験

(岐阜県民生活課)

身近に起こり得るインターネットトラブルについて、疑似体験を通して被害に遭わないための注意点や対処方法を学ぶことができます。



[https://gakuen.gifu-net.ed.jp/subject/50\\_others/40\\_syouhi/net\\_trouble\\_experience/index.php](https://gakuen.gifu-net.ed.jp/subject/50_others/40_syouhi/net_trouble_experience/index.php)

#### ○情報モラル（安全・安心なネット利用）

啓発（岐阜県私学振興・青少年課）

情報セキュリティすごろくなど様々な情報が紹介されています。



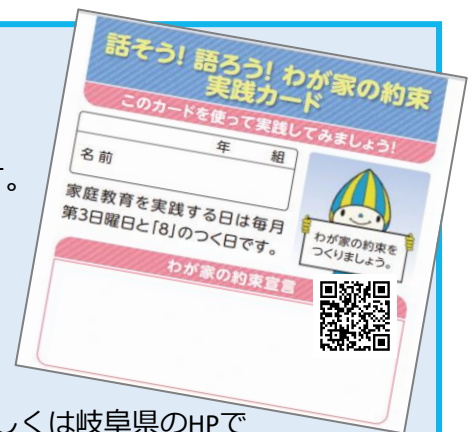
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9374.html>

### 「話そう！語ろう！わが家の約束」運動

「家庭教育を実践する日」の具体的な取組として「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進しています。取組を通して、家庭の大切さや家族のあり方について見つめ直してみませんか？

#### ●運動の取組方法

- ① 家族で話し合っ「わが家の約束」をつくる
- ② 取組実践カードに記録
- ③ 実践中や実践後に家族に互いの思いを伝えあう
- ④ 次の約束を話し合う



詳しくは岐阜県のHPで

岐阜県 家庭教育

検索

#### ●家庭教育を実践する日とは？

「家庭の日（毎月第三日曜日）」と「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせた日です。7月は8日、18日、21日、28日です。

●家庭教育に関するご相談は  
岐阜県 県民生活課 生涯学習係  
TEL 058-272-8752

このNewsLetterは  
岐阜県HPにも掲載しています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/405348.pdf>

